

付加金：ポーラ・オルビスグループ健康保険組合独自の給付金制度

1. 一部負担還元金、家族療養費付加金：被保険者(本人)および被扶養者(家族)にそれぞれ適用されます。医療機関で支払った高額な医療費に対して3万円(※)を差し引いた金額を後日、健保から給付します。即ち、高額な医療費の発生に対して後日の還付により3万円(※)の自己負担で抑えられる制度です。

(※)標準報酬月額が53万円以上の方は5万円となります。

例示：標準報酬月額が**28万円以上53万円未満(注)**の方が〇〇病院で総医療費100万円の治療を受けられた場合

単位：円

総医療費	=	自己負担(3割)	+	健保負担(7割)
1,000,000		300,000		700,000
窓口でのお支払い	-	高額療養費(A) (国の制度による健保負担金)	=	本人負担金(B) (自己負担限度額)
300,000		212,570		87,430
本人負担金(B) (自己負担限度額)	-	一部負担還元金(C) (家族療養費付加金) (当健保独自の給付金)	=	最終的な医療費 (本人負担金)
87,430		57,400		30,030

★ 国の制度による高額医療費(A)に加え、当健保独自の「一部負担還元金(C)」を合わせて「269,970円」をおよそ2～3ヵ月後に給与口座に振り込みます。

(注) 高額な医療費をお支払いされる際のご自身の自己負担限度額(B)は「高額な医療がかかった時」の表で算定または確認してください。

<https://www.polakenpo.or.jp/health-insurance-top/kougaku/>

2. 一部負担還元金、家族療養費付加金は「合算高額療養費(同一世帯で複数の21,000円以上の自己負担)」にも適用されます。

例示：標準報酬月額が**28万円以上53万円未満(注)**の被保険者の方が△△病院で総医療費20万円の治療(自己負担 21,000円以上)を、被扶養家族の方が◎◎クリニックで総医療費10万円の治療(自己負担 21,000円以上)を受けられた場合

本人負担：20万円×3割＝60,000円≥21,000円

家族負担：10万円×3割＝30,000円≥21,000円

自己負担合算額(90,000円)＞自己負担限度額(80,430円)

単位：円

窓口でのお支払い (自己負担合算額)	-	合算高額療養費(A) (国の制度による健保負担金)	=	世帯負担金(B) (自己負担限度額)
90,000		9,570		80,430
世帯負担金(B) (自己負担限度額)	-	合算高額療養費 付加金(C) (当健保独自の給付金)	=	最終的な医療費 (世帯負担金)
80,430		20,400		60,030

★ 国の制度による合算高額医療費(A)に加え、当健保独自の「合算高額療養費付加金(C)」を合わせて「29,970円」をおよそ2～3ヵ月後に給与口座に振り込みます。

(注) 高額な医療費をお支払いされる際のご自身の自己負担限度額(B)は「高額な医療がかかった時」の表で算定または確認してください。

<https://www.polakenpo.or.jp/health-insurance-top/kougaku/>